# おくのえいこ県政報告

明日に向かって元気いっぱい！

Vol.22
平成30年５月発行
発行：自由民主党
富山県議会議員会

## ごあいさつ

深緑の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年３月１日、問題提起から足掛け５年、県条例策定を経て、「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」が開設しました。これまでご意見、ご協力をいただいた皆様に改めて御礼申し上げます。

おかげさまで議員生活も８年目を迎えました。

県議会自民党会派で進めてきた議員提案条例づくりについては、私も初当選以来５本の条例案作成に携り、そのうち２本は事務局長を務めさせていただきました。それらはすべて全会派一致で可決をいただいています。

さらに、一般質問や予算特別委員会での質問等を通して、教育や医療、福祉、防災等の分野において、新しい仕組みを多数作ってきました。

どれも皆様から頂いたご意見やご要望を参考に、国を始め、様々な現場に足を運び、県当局と議論しながら、時間をかけて形作ってきたものばかりです。

一度の質問では、県当局を動かすことはできません。日常の中で、当局側と丁寧な議論を重ね、お互いの妥協点を探り、仕組みをデザインし、実行に移すことは、時間と忍耐が必要ですが、その分やりがいは大きく、県民福祉の向上に寄与できたとすれば、こんなに嬉しいことはありません。

二期目の任期も残り１年を切りましたが、現在、事務局長としては３本目となる新たな議員提案条例づくりに取り組んでいます。より良い富山県づくりのため、引き続き努力していく所存です。

富山県議会議員
奥野 泳子

# 予算特別委員会　平成30年3月16日（一部抜粋）

## 性暴力被害ワンストップ支援センターとやまについて

**Q. 3月1日に開設した「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」について、開設から2週間余りが経過したが、実績・反響を踏まえた知事の所見を問う。**

**A. 知事**

3月1日から14日夕方までの2週間で、59件の相談に対応した。中には深刻な性暴力被害についての相談が寄せられ、法的支援に携わる関係機関と連携して支援を行ったケースもあったと聞いている。

「ワンストップ支援センター」周知のため、県広報、新聞、ラジオ、HP、リーフレット等を活用するとともに、電話番号やQRコード等を記載した案内カードの配布や、鉄道駅や公共機関の女性用トイレ内への掲示など、支援を必要としている方に情報が伝わるように工夫している。

平成30年度は、29年度支援員養成研修を受けた支援員に対するスキルアップ研修や、二次被害を防止するために適切な対応が求められる医師・教員等に対する研修等を実施したい。

## 社会的養護について

**PICK UP**

社会的養護とは、保護者のいない児童や保護者に監督、保護されることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。保護者が育てられない理由がある場合や保護者から虐待を受けている場合などが該当する。

平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律では、これまで不明確であった児童の権利と、都道府県の責務が明確化された。

**Q. 社会的養護における県の果たすべき役割と、社会的養護を必要とする子どもたちが自己肯定感を持ち、社会へと自立していく重要性について、所見を問う。**

**A. 知事**

平成30年度は、児童相談所の児童福祉司を増員し、相談体制のさらなる強化を図るほか、新たに児童虐待対策や里親制度に対する理解を促進するための普及啓発事業に取り組む。

社会的養護を必要とする子どもは、自己肯定感や主体性を失っている子どもが多いことから、安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うこと等を通じて、将来の自立生活能力を高めていく必要がある。引き続き、児童の自立に向けた支援にしっかり取り組みたい。

**Q. 社会的養護を必要とする子どもたちの本県の現状と課題について、問う。**

改正児童福祉法では、地方公共団体の責務として、家庭と同様の環境における養育を推進することを明記し、原則として里親や養子縁組で養育されるべきとの考え方が示され、それが適当でない場合でも「できる限り良好な家庭環境での養育が必要」と明確化されている。

**A. 厚生部長**

本県における施設入所や里親委託等、いわゆる社会的養護が必要な児童数は、平成28年度末で149人となっており、10年前の平成18年度の213人と比較すると約3割減少している。

そのうち里親等に委託されている児童数は、平成28年度末で34人と、平成18年度の12人から約3倍に増加している。里親委託率は、平成28年度末で22.8%であり、全国平均の18.3%を上回っているが、本県では2029年までに里親委託の割合を1／3とする目標を掲げており、県民の里親制度への理解を深めてもらうとともに、里親の新規開拓や里親家庭の養育支援等をさらに推進したい。

**Q. 里親や養子縁組での養育につなげるため、まずは、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満における取組みを強化すべきと考えるが、どのように取り組むのか、問う。**

里親等の養育では、子どもが成長するに従い、良好な関係を築くことが困難になるとされ、乳児院から児童養護施設へ移行した子どもたちは、施設生活の長期化が指摘されている。

**A. 厚生部長**

乳児院を退所した後、里親委託等に移行した実績は平成28年度4件であったが、今後さらに里親委託を進めるため、里親の確保や質の向上に向け、児童相談所や里親支援機関等と一層緊密に連携し、普及啓発や子どもの発達や健康管理のポイント等、乳幼児に関する内容を含んだ里親の研修等に取り組みたい。

**Q. 乳児院や児童養護施設の定員の見直しを含め、新たな体制へスムーズに移行するには、現場のニーズを捉えた本県の実情にあった支援構築が重要であると考えるが、所見を問う。**

施設の小規模化には、人的配置や当直勤務の増加が見込まれ、施設側の負担が大きくなることが予想される。また、各施設の実情にあった支援が必要となることから、現場に足を運び、官民の連携を強化すべき。

**A. 厚生部長**

県内では3施設ある児童養護施設のうち、1施設で小規模グループケアが実施されている。他の施設においても施設の老朽化に伴う改修が必要と聞いているため、制度の周知を図り、小規模化を促していきたい。

また、施設の運営面について、小規模グループケアを実施する場合は、人員配置について一定の措置があり、こうした仕組みを活用し、施設入所児童ができる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、小規模化を推進したい。

**Q. 本県の児童養護施設入所児童の高等教育機関への進学率の傾向を踏まえ、進学が著しく低い理由をどのように分析しているのか、問う。**

**PICK UP**

児童養護施設に入所している子供たちの進路は、全国の児童養護施設の子供たちのうち、平成28年3月に高校を卒業した後、大学等に進学した割合は、12.4%、専門学校等への進学を併せても24.0%に留まっている。

一方、全高校卒業者の大学等への進学率は52.2%、専門学校等への進学を併せると74.1%であり、児童養護施設に入所している子供たちの進学率は著しく低い。

**A. 厚生部長**

本県では対象児童数は少ないが、平成27年度では、33.3%が専門学校等へ進学している（大学への進学はなし）。

児童養護施設入所児童の進学率が低い理由は、社会的養護を必要とする子どもたちは自己肯定感や主体性を失っている子どもが多く、将来に希望を持ち目標を立てて努力していく力が不足しているため、本来持っている能力を発揮できないまま低学力に甘んじている子どもも少なくないとされている。

児童が自ら希望する進路に進むことは大切であり、高校卒業後の進学についてもできる限り支援できるよう、児童養護施設等の学習支援の取組みを支援したい。

**Q. 子どもを中心に位置づけた施策を展開するためには、本県においても、一刻も早く社会的養護経験者の実態把握を行い、本県の現状に応じた支援策を検討すべきと考えるが、所見を問う。**

**PICK UP**

「新たな社会的養育ビジョン」では、国において、平成30年度までに社会的養護経験者の実態把握を行うとともに、自立支援ガイドラインを作成し、自立支援の方策を具体化するための検討の場を設けることとされている。

**A. 知事**

国は、調査の具体的な内容や実施方法を検討中であり、社会的養護経験者の実態把握については、なるべく早く国にやってもらって、国における検討組織の検討状況や、実施される実態調査の具体的内容や実施方法、さらには調査結果などを見定める必要があると考えている。

その上で、国の調査結果に加えて、県独自に調査すべきかどうか検討したい。

なお、県独自の実態調査の実施の有無にかかわらず、児童の自立支援に向けた取組みを行うことは重要であり、平成30年度、児童福祉法の支援対象である18歳を超え措置解除となった施設入所児童等に対して、22歳まで施設入所等を継続し必要な支援を実施する。

## 都市農業と都市計画について

**Q. 農業政策の観点から、都市農業の必要性について、問う。**

**PICK UP**

平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、それに基づき平成28年5月に閣議決定された都市農業振興基本計画では、都市農地（市街化区域内農地）の位置づけが「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと変更された。

これまで市街化区域内農地は、すべて宅地化することが前提であったが、この計画により、国の政策が大転換された。

**A. 農林水産部長**

都市農業振興基本法第3条に規定されている都市農業の基本理念によれば、都市農業の機能としては、①国土・環境の保全、②防災、③良好な景観の形成、④都市住民への地元産の新鮮な農産物の供給、⑤都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の機能、⑥農業に対する理解醸成、といった多様な機能を果たしているとされている。

本県においては、市街化区域内農地は900ヘクタール余り存在するが、市街地と農業振興地域が比較的近接しており、農産物の供給や都市住民との交流の場などとして一定の機能を果たしていると認識している。

**Q. 市街化区域内農地の保全に関し、国は平成3年に生産緑地法を改正し、指定要件の緩和を行ってきたが、県内における制度の活用事例がない理由について、どのように分析しているのか、問う。**

PICK UP

生産緑地に指定されると、地区内農地の固定資産税に関する優遇措置が受けられる。

これまでは30年の営農継続、もしくは主たる営農者が亡くなるまでの営農継続（年齢制限はなし）が条件であったが、現在は、農地を貸し出し、自ら営農しない場合にも適用されるよう条件が緩和された。

この法律、制度の成り立ちから、大都市圏のみが対象との誤解が多いほか、現在進行形で制度が改正されており、条件緩和が周知されていないことも課題と指摘されている。

**A. 農林水産部長**

これまで生産緑地地区の設定を行っていない理由について、生産緑地法に基づく対象3市（富山市、高岡市、射水市）に聞き取り調査を行ったところ、高岡市及び射水市では、生産緑地の指定を求める要望がない。また富山市では、一部の地域から、都市農業基本法や生産緑地制度について問い合わせがあったものの、具体的な要望は聞いていないとのこと。

一方で、昨年の制度改正等で、生産緑地の指定に係る面積要件の緩和や設置可能施設の追加などが行われたことから、これらも含めて、対象3市と連携・協力して制度の周知を図りたい。

**Q. 県および市町村が都市農地の保全や活用について幅広い施策を展開できるよう、国による都市農地・都市農業に対する認識の大転換について、県の都市計画区域マスタープランにも明記し、これからの時代にあったまちづくりを推進すべきと考えるが、所見を問う。**

人口が著しく減少していくことが予想されるなか、市街化区域内であっても、宅地化、開発すべき地域や範囲と、農地、緑地として保全する地域や範囲とのメリハリをつけたまちづくりが重要と考える。

**A. 知事**

県の都市計画区域マスタープランについては、関係市との意見調整を終えて、平成28年に県内全区域の改定を終えたところであるが、国では平成28年5月に、法に基づく都市農業振興基本計画を閣議決定しているため、次回見直しを行う際に、都市農地の多様な機能も考慮し、地域事情や住民ニーズを踏まえ、関係市町村の意見も聞き、検討を行いたい。

## ちょっとこぼれ話

3月1日に開設した「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」は、本文の知事答弁の中にもありますが、開設から2週間で59件の相談が寄せられました。開設から1か月後には140件を超え、4月末現在、209件と報告されています。当初予想していた相談件数をはるかに超える件数となりました。

この短い期間に、法的支援に携わる関係機関と連携して対応したケースもあったと聞いています。センターでは、被害直後の緊急性を要し、医療機関や警察と連携するようなケースから、被害から何年も経っているものの、PTSD等、精神的ダメージが大きく、被害を引きずってしまっているケース、深刻になると社会復帰が困難になっているケースまで幅広いケースに対応しています。

性暴力被害は表面化しにくい分、長い期間被害を引きずり、深刻な事態を引き起こしていることがわかります。

また全体の1割程度とはいうものの、男性からの相談もあるということで、性暴力の被害は女性だけではないことも明らかになりました。

もし被害に遭ってしまったら、24時間365日、専門家が秘密厳守で対応するワンストップ支援センターが富山にも開設しましたので、被害の大小を問わず、連絡いただくことが、早期回復に繋がります。

万一の際には、「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」076-471-7879まで。

２月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。
htpp://www.pref.toyama.jp/sections/0100/

**6月議会では、6月25日（月）10:00～**
**予算特別委員会にて質問いたします。**
ケーブルテレビ、インターネットで視聴いただけます。

ホームページ http://www.okunoeiko.jp/ ぜひご覧ください。
Facebook 友達リクエストの際にはメッセージを一緒に送って頂くようお願いします。
Twitter 本人アカウント 奥野詠子（@Eiko_Okuno） 後援会アカウント 奥野詠子県議 後援会 詠桜会（@eiokai）

**連絡先**

富山県議会自民党控室
〒930-8501 富山市新総曲輪１－７
TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421

議員事務所
〒939-8073 富山市大町２８２
TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536

E-mail:okuno.eiko@lime.plala.or.jp